

改正後	現行
<p>（単体における事業年度の開示事項）                  第二条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 組合が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該組合が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別</p> <p>ヘ 組合の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等の</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）                  第二条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

<p>うち、当該組合が行った証券化取引（組合が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称</p> <p>ト 証券化取引に関する会計方針</p> <p>チ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p> <p>リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要</p> <p>七〇九（略）</p> <p>3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳</p> <p>(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）</p> <p>(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳</p>	<p>七〇九（略）</p> <p>3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 組合がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(8) (10) (略)

(削る。)

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(12) (略)

□ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5) (7) (略)

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(新設)

(10) (略)

□ 組合が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

クスボージャーについて区別して記載することを要する。)

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(5) (略)

七〇九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで(これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類

(3) (略)

(新設)

(4) (略)

七〇九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

ホ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類

及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヘ 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連

法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト 証券化取引に関する会計方針

チ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要  
八～十（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2)（略）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産

に

八～十（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2)（略）

(新設)

(新設)

- の種類別の内訳を含む。)
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (8) (10) (略)
- (削る。)
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳
- (12) (略)
- 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類

- (新設)
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (5) (7) (略)
- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (新設)
- (10) (略)
- 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類

<p>類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)</p> <p>(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳</p> <p>(5) (略)</p> <p>ハ 十 (略)</p>	<p>類別の内訳</p> <p>(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ハ 十 (略)</p>
---	---

改正後	現行
<p>（単体における事業年度の開示事項）                  第二条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 組合が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該組合が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別</p> <p>ヘ 組合の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等の</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）                  第二条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>



<p>うち、当該組合が行った証券化取引（組合が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称</p> <p>ト 証券化取引に関する会計方針</p> <p>チ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p> <p>リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要</p> <p>七〇九（略）</p> <p>3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳</p> <p>(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）</p> <p>(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳</p>	<p>七〇九（略）</p> <p>3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 組合がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(8) } (10) (略)

(削る。)

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(12) (略)

□ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5) } (7) (略)

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(新設)

(10) (略)

□ 組合が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

クスボージャーについて区別して記載することを要する。)

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(5) (略)

七〇九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで(これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。)(に規定する体制の整備及びその運用状況の概要)

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類

(3) (略)

(新設)

(4) (略)

七〇九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヘ 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連

法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）

（）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト 証券化取引に関する会計方針

チ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

八〇十（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの

主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産

3

定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(新設)

八〇十（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(新設)

(新設)

- の種類別の内訳を含む。)
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (8) (10) (略)
- (削る。)
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳
- (12) (略)
- 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類

- (新設)
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (5) (7) (略)
- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (新設)
- (10) (略)
- 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類

<p>類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することとする。)</p> <p>(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することとする。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳</p> <p>(5) (略)</p> <p>ハ 十 (略)</p>	<p>類別の内訳</p> <p>(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ハ 十 (略)</p>
---	---

改正後	現行
<p>（単体における事業年度の開示事項）            第二条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百二十六条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十一条第二項及び第二百七十九条の四第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ヘ 農林中央金庫が証券化目的の導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的の導管体の種類及び農林中央金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポー</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）            第二条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

ヤーを保有しているかどうかの別

ト 農林中央金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、農林中央金庫が行った証券化取引（農林中央金庫が証券化目的の導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

又 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ～二（略）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト（略）

八～十（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～五（略）

（新設）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ～二（略）

（新設）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

（新設）

ト（略）

八～十（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～五（略）



六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 農林中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) (2) (略)
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
- (8) (10) (略)
- (9) (削る。)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 農林中央金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) (2) (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (8) (7) (略)
- (9) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(12) (略)

ロ 農林中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(5) (略)

ハ 農林中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び

原資産の種類別の内訳

(新設)

(10) (略)

ロ 農林中央金庫が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(新設)

(4) (略)

(新設)

- 
- 合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、農林中央金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により
-

自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

( ) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

( ) 農林中央金庫がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

( ) 農林中央金庫が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 農林中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（新設）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ（略）

ロ 期末のストレス・バリュール・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュール・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ（略）

八〇十（略）

（連結における事業年度の開示事項）

第三条（略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ（略）

（新設）

（新設）

ロ（略）

八〇十（略）

（連結における事業年度の開示事項）

第三条（略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- ロ 自己資本比率告示第二百二十六条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十一条第二項及び第二百七十九条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
- ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
- ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
- チ 証券化取引に関する会計方針
- リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ハ 証券化取引に関する会計方針
- ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ～ニ（略）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト（略）

九～十一（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2)（略）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ～ニ（略）

（新設）

（新設）

ホ（略）

九～十一（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2)（略）

（新設）

（新設）

- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 〃
- (10) 〃
- (削る。)
- (削る。)
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳
- (12) 〃
- (略)
- ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記

- (新設)
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (5) 〃
- (7) 〃
- (略)
- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (新設)
- (10) 〃
- (略)
- ロ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳



載することを要する。)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ  
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エ  
クスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削  
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ  
れるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(5) (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケッ  
ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに  
関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び  
合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資  
産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポ  
ージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期  
の証券化取引に係るものに限る。)

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら  
の主な資産の種類別の内訳

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期  
に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産  
の種類別の内訳を含む。)

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ  
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(新設)

(4) (略)

(新設)

- 
- 原資産の種類別の内訳
- (5)| 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6)| 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7)| 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8)| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9)| 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10)| 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- ( )| 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- ( )| 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のFEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
-

( ) | 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEAD額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) | 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) | 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) | 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) | 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ （略）

ロ 期末のストレス・バリュアット・リスクの値並びに開示

（新設）

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ （略）

（新設）

期間におけるストレス・バリュエーション・リスクの最高、平均及び最低の値

八 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 (略)

九、十一 (略)

(新設)

四 (略)

九、十一 (略)

この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。